

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成30年6月14日(2018.6.14)

【公開番号】特開2018-65245(P2018-65245A)

【公開日】平成30年4月26日(2018.4.26)

【年通号数】公開・登録公報2018-016

【出願番号】特願2017-218568(P2017-218568)

【国際特許分類】

B 24 D 3/00 (2006.01)

C 09 K 3/14 (2006.01)

【F I】

B 24 D 3/00 3 3 0 E

B 24 D 3/00 3 2 0 A

C 09 K 3/14 5 5 0 D

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月22日(2018.3.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つの主面が平面をなす薄型の成形研磨粒子であって、アルファアルミニナを含み、前記平面に垂直に切断した断面における前記成形研磨粒子の断面形状が、略n角形形状を有し、

前記断面において、n本の直線を、対応する前記略n角形形状のn個の各辺のそれと交差せずに2点において外側から接するように配置して、前記断面形状を囲むn角形を形成し、前記断面形状の面積をA、前記直線がなすn角形の面積をBとするとき、Aに対する(B-A)の割合が、15%~5%である、成形研磨粒子。

【請求項2】

前記平面が略多角形をなし、前記略多角形の角部の平均先端半径が75マイクロメートル未満である、請求項1に記載の成形研磨粒子。

【請求項3】

前記平面に接続された側壁を有し、前記平面と前記側壁との間の抜き勾配が90度より大きく135度以下である、請求項1または2に記載の成形研磨粒子。

【請求項4】

前記平面が略三角形状をなす、請求項1ないし3のいずれかに記載の成形研磨粒子。